

32 農地保有合理化促進事業（特会）

【[所要額] 946（865）百万円】

対策のポイント

農地保有合理化法人と農地利用集積円滑化団体との連携強化や意欲ある農業者の規模拡大に伴う負担軽減を図ることにより農地の集積を進めます。

<背景／課題>

我が国農業の競争力の向上・体質強化を図るためには、小規模で分散している農地を集積し、経営規模の拡大を促進することが重要です。

このため、公的機関である農地保有合理化法人（都道府県農業公社）が、規模縮小農家等から農地を買い入れ（借り入れ）、意欲ある農業者に農地を売り渡す（貸し付ける）ことにより円滑な経営規模の拡大を支援します。

政策目標

農地保有合理化法人が意欲ある農業者へ年間約1万haの農地を売渡

<主な内容>

1. 指導推進整備費及び事業費

（社）全国農地保有合理化協会による農地保有合理化法人への農地の買入れ等資金の無利子貸付に必要な体制整備を支援するとともに、貸付金の原資を金融機関から調達する際の利子を助成します。

2. 業務費

農地保有合理化法人が、農地利用集積円滑化団体と連携して農地保有合理化事業を実施するために必要な活動費や農地の売買に伴う契約書作成、測量及び登記申請等に必要な経費を支援します。

（補助率：定額、7／10、6／10、1／2以内）
事業実施主体：都道府県、（社）全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-2143（直））]